

任意継続被保険者制度のご案内

1. 任意継続被保険者制度とは	P1
2. 加入手続き	P2
3. 保険料の納付	P2
4. 保険料の納付に関する注意事項	P7
5. 保険給付の内容及び給付金の支払時期	P7
6. 任継者の資格喪失	P8
7. 健康保険組合への届出	P8
8. 任意継続 Q&A	P9

任意継続被保険者制度に関わる重要事項および手続き方法が記載されています。
必ず内容をご確認ください。

申請から資格を喪失するまで、必ず保管してください。

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島 3-6-32

NTN健康保険組合

TEL 06-6447-6581

<https://www.kenpo.gr.jp/ntn/>

令和 7 年 4 月

1. 任意継続被保険者制度とは

【制度内容】

退職後は被保険者の資格を喪失しますが、退職前に継続して 2 カ月以上被保険者であった方は、本人の希望により引き続き 2 年間 任意継続被保険者（以下「任継者」という）として同じ健康保険に加入することができる制度です。

【保険料】

- ・退職後は事業主負担分がなくなるため、全額自己負担となります。
- ・保険料は任継の資格を取得した月から発生します。（日割り計算はありません）

【保険料の算出方法】

保険料は退職時の標準報酬月額（※）に保険料率を掛けて算出します。

（※）標準報酬月額には下の上限があります。

●今年度（4 月～翌年 3 月）の標準報酬月額と保険料率●

- ・一般保険料率：92／1000、介護保険料率：16／1000
- ・標準報酬月額の上限 440,000 円

【保険料の変更】

任意継続保険料は、原則として 2 年間変更はありません。
但し、以下に該当した場合は保険料が変更となります。

①介護保険第 2 号被保険者に該当（40 歳到達）

40 歳になった月から、健康保険料に介護保険料を加えた金額を納付することになります。

②介護保険第 1 号被保険者に該当（65 歳到達）

65 歳になった月から、健康保険料のみ納付することとなります。
（介護保険料の納付が不要になります。）

③保険料率の改定

保険料率の改定がある場合は、郵送にてご連絡致します。

④標準報酬月額の上限改定

標準報酬月額の上限改定がある場合は、郵送にてご連絡致します。
保険料率・標準報酬月額の上限額は毎年見直ししています。

2. 加入手続き

【申込み】

当制度への加入をご希望の場合は、以下の書類に必要事項をご記入の上、退職後 20 日以内に事業所担当者経由で健保に提出してください。

- ①「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」
- ②「健康保険被扶養者調書」一式(該当者のみ)
- ③「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(口座振替の方のみ)
- ④「健康保険 資格確認書(再)交付申請書」(資格確認書の交付を希望する場合)

【資格確認書の受領】

資格取得日の翌日から 1 週間後くらいを目処に、健保からご自宅へ* 資格確認書(マイナ保険証を登録の方は資格情報のお知らせ)と保険料の納付書を簡易書留でお送りします。

*以降、確認書等という

資格取得日の翌日が祝日や大型連休等にかかる場合は、休み明けから 1 週間後くらいを目処に確認書等・納付書をお送りします。

(厚生労働省の指導により、確認書等を資格取得日より前に作成しお渡しすることは一切できません。)

【保険料の納付】

資格確認書等一緒にお送りした納付書に基づき、保険料を納付してください。(保険料納付の詳細は、下の「3. 保険料の納付」をご確認ください。)

【資格取得通知書の受領】

初回保険料の入金を確認後に、健保からご自宅へ「資格取得通知書」をお送りします。

3. 保険料の納付

【保険料の納付の種類】

保険料の納付の種類・方法は、次のいずれかを選択していただきます。いずれも振込手数料は本人負担です。

	納付の種類	保険料割引の有無	納付方法	納付期日
①	毎月払い	なし	口座振替	毎月 27 日
②	毎月払い		納付書	毎月 10 日
③	前納(半年)	あり	納付書	指定期日
④	前納(1 年)		納付書	指定期日

一度選択した納付の種類・方法は変更できませんので、以降をご確認の上、ご自身の状況にあった納付の種類をお選びください。

【保険料の納付の種類と方法のイメージ図】

①納付の種類を選択: 毎月払いか前納払い

②納付の方法を選択: 毎月払いの場合、口座振替か納付書払い



保険料の「毎月払い」(口座振替)

【納付方法】

保険料は口座振替で納付していただきますが、口座振替が始まるまでの初めの3ヵ月は、毎月納付書で納付していただきます。

初回は確認書等と一緒に、納付書をお送りします。その納付書に基づき、保険料を納付してください。納付書が複数枚の場合は、納付書に記載された指定期日毎に保険料を納付してください。

4ヵ月目以降は、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に翌月分を指定口座から引き落としします(引き落とし手数料¥198 別途要)。前日までの口座残高にご注意ください。

(例)6/16に資格取得した場合、保険料の納付時期は以下になります。

(資格取得申請書の到着時期によっては、納付期日が下記と異なる場合があります。)

- ①6月分保険料を指定期日までに納付
- ②7月分保険料を7/1～7/10に納付
- ③8月分保険料を8/1～8/10に納付
- ④9月分保険料は8/27に口座振替で引き落とし

【納付期日】

口座振替開始後は、毎月27日に翌月分の保険料を引き落とししますが、健康保険法上の保険料納付期日は当月10日(休業日の場合は翌営業日)です。

【注意事項】

①口座振替開始後は、毎月 27 日(休業日の場合は翌営業日)に保険料が引き落としされているか、通帳記入等で確認をお願いします。引き落としが出来ていなかった場合は、至急健保へご連絡ください。

②未納の連絡を受けた後、健保から改めて納付書を発行しますので、その納付書に基づき、保険料をその月の 10 日までに納付してください。納付がない場合は、納付期日の翌日に資格喪失となります。

(例)6/27 に残高不足で口座振替ができなかった場合(7 月の保険料)。

◎7/10 までに保険料を納付してください。

×7/10 までに保険料の納付がない場合、7/11 に資格を喪失します。

保険料の「毎月払い」(納付書払い)

【納付方法】

初回は確認書等と一緒に納付書をお送りします。その納付書に基づき、保険料を納付してください。納付書が複数枚の場合は、納付書に記載された指定期日毎に保険料を納付してください。

次回以降は、都度納付書をお送りします。その納付書に基づき、保険料を納付してください。

【納付期日】

保険料納付期日は当月 10 日(休業日の場合は翌営業日)です。

【注意事項】

納付書は都度お送りします。月末までに翌月の納付書の有無を確認し、納付書がない場合は、至急 その旨健保へご連絡ください。(郵便事故の可能性もあります。)

納付書払いの場合、保険料の納付忘れで被保険者資格を喪失するリスクがございます。納付忘れ防止のため、口座振替の利用をおすすめします。

保険料の「前納(半年払い)(1 年払い)」

【保険料の前納とは】

保険料を一括して前納することにより、保険料の割引が受けられます。ただし、口座振替はできません。納付書に基づき、都度 金融機関で納付していただきます。

【前納保険料の割引】

複利現価法による年 4%(割引後の額＝標準報酬月額×保険料率×納入倍率)

前納月数	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4 ヶ月	5 ヶ月	6 ヶ月
納入倍率	0.99673694	1.99022148	2.98046421	3.96747573	4.95126657	5.93184725
前納月数	7 ヶ月	8 ヶ月	9 ヶ月	10 ヶ月	11 ヶ月	12 ヶ月
納入倍率	6.90922823	7.88341996	8.85443286	9.82227728	10.78696356	11.74850203

(例) 標準報酬月額が 200 千円の方(介護該当なし)の前納(1 年払い)の場合

毎月納付: 200 千円 × 92/1000 × 12 ヶ月 = 220,800 円

前納納付: 200 千円 × 92/1000 × 11.74850203 = 216,172 円(割引 4,628 円)

【前納できる期間】

下の①もしくは②のいずれか

①前納(半年払い)	②前納(1 年払い)
・4 月分～9 月分 ・10 月分～翌年 3 月分まで	・4 月分～翌年 3 月分まで

・資格取得月の保険料は前納(割引)の対象外です。

(例) 6 月に資格取得した場合、6 月保険料の割引はありません。

・上記「前納できる期間」の途中で任意継続被保険者となった方は、資格取得月の翌月分から 3 月分まで(半年払いの方は 9 月分まで)を前納することができます。次頁の(例 1)をご参照ください。

・資格取得時の前納は「資格取得月の末日」までに納付することにより前納となるため、資格取得日・申請書の健保到着日によっては前納の時期を 9 月あるいは 3 月まで待つことになります。(それまでは割引なしの保険料を毎月納付。)次頁の(例 2)をご参照ください。

【納付方法】

初回は確認書等と一緒に納付書をお送りします。その納付書に基づき、保険料を納付してください。納付書が複数枚の場合は、納付書に記載された指定期日毎に保険料を納付してください。

複数枚の納付書をまとめて納付することはできません。

次回以降は、ご希望の前納期間(半年払い・1 年払い)にあわせて納付書をお送りします。その納付書に基づき、保険料を納付してください。

【納付期日】

前納保険料の納付期日は、前納開始月の前月末日です(休業日の場合は翌営業日)。

納付期日を過ぎると、前納制度の割引は適用されなくなり、毎月払いに切り替えとなります。(後述「注意事項」をご参照ください。)

(例1)1年払いで前納する【6月に加入した方で6月末までに保険料の納付が可能な場合】

納付回	適用期間	納付書送付時期	納付期日	割引の有無
1回目	6月分保険料	資格取得日から 1週間くらい	健保指定日	無
2回目	7月～3月分保険料		6月末	有(9ヵ月)
3回目	4月～3月分保険料	3月上旬	3月末	有(12ヵ月)
4回目	4月～5月分保険料	3月上旬	3月末	有(2ヵ月)

(例2)1年払いで前納する【6月に加入した方で6月末までに保険料の納付ができない場合(※)】

納付回	適用期間	納付書送付時期	納付期日	割引の有無
1回目	6月分保険料	資格取得日から 1週間くらい	健保指定日	無
2回目	7月分保険料		7/1～7/10	無
3回目	8月分保険料		8/1～8/10	無
4回目	9月分保険料		9/1～9/10	無
5回目	10月～3月分保険料	9月上旬	9月末	有(6ヵ月)
6回目	4月～3月分保険料	3月上旬	3月末	有(12ヵ月)
7回目	4月～5月分保険料	3月上旬	3月末	有(2ヵ月)

※以下の場合が(例2)に該当します。

①資格取得日が月の下旬(おおよそ22日)以降の方。

②資格取得日が月の前半でも、任継の資格取得申請書の健保到着日が月の下旬(おおよそ22日)以降の方。

【注意事項】

①納付期日までに保険料の納付ができなかった場合は、前納(割引)は適用されなくなり、毎月払いに切り替えとなります。

この場合、改めて発行する納付書に基づき、割引なしの保険料を毎月(1日～10日の間に)納付することになります。

毎月払いになりますが口座振替はできません。

②前納の納付期日後に、前納の納付書で保険料の納付があった場合は、差額を請求します。

③前納の納付書は3月(半年払いの方は3月と9月)の中旬までにお送りし

ます。納付書が 3 月(半年払いの方は 3 月と 9 月)の 20 日頃になっても届かない方は、至急 その旨健保へご連絡ください。(郵便事故の可能性あります。)

4. 保険料の納付に関する注意事項(必ずご確認ください！)

①納付期日の過ぎた納付書は使用できません。

②初回の保険料を納付しなかった場合は、遡って任継にならなかったものとみなします。

確認書等が届いても、初回の保険料を納付しない限り、任継の資格を取得したことになりません。初回の納付期日内に保険料の納付がなく、資格確認書等を使った場合は、健保が負担した医療費を後日返還することになります。

③2回目以降は、保険料を納付期日までに納付されなかった場合、被保険者の資格を喪失します。

任継制度は、任意に保険料を納付することによって資格を継続する制度です。健保から督促は行いません。

④保険料の納付期日は納付書に記載していますので、指定した日までに健保に入金ができるよう、お手続きください。

⑤納付日は、健保の口座に入金された日になります。納付期日にお手続きされますと、金融機関の事務手続き上、その日に健保に入金されない場合があります。できるだけ納付期日の前日までにお手続きを済ませてください。

5. 保険給付の内容及び給付金の支払時期

給付内容は在職中と同じです。ただし、傷病手当金と出産手当金は、資格喪失後の継続給付に該当する場合を除き受けることができません。

健保からの給付金は、診療月の 3 カ月後に「医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書」又は「保険給付金支給決定通知書」にてお知らせし、通知書をお送りした月の 20 日(休業日の場合は翌営業日)に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に記載された口座へ振込みます。

6. 任継者の資格喪失

任継者は、次のいずれかに該当するに至った場合に資格を喪失しますので、資格を喪失した日から資格確認書又は当健保でのマイナ保険証は使えなくなります。

- ①任継者となった日から2年が経過したとき(その翌日)
- ②保険料を納付期日までに納付しなかったとき(期日の翌日)
- ③就職等で他健保 又は船員保険の被保険者となったとき(その日)
- ④後期高齢者医療の被保険者等となったとき(その日)
- ⑤任継者が死亡したとき(その翌日)
- ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出た場合(申出が受理された日の属する月の翌月1日)

7. 健康保険組合への届出

任継加入後に次の変更があった場合は、申請書等をお送りしますので、直ちに健保へご連絡をお願いします。

- ①任継者の住所・氏名や被扶養者に変更があったとき
 - ②就職等で他健保の被保険者又は船員保険の被保険者となったとき
 - ③任継者又は被扶養者が死亡したとき
 - ④任意継続被保険者でなくなることを希望するとき
- ※②③④の理由で被保険者資格を喪失し、保険料の過払いが生じた場合は、後日保険料を還付します。

8. 任意継続 Q&A

Q1.退職時の給料から健康保険料が引かれています。二重払いではないですか？

A.給与からは前月分の保険料を控除しています。事業所で控除された保険料と任意継続保険料が二重払いになることはありません。

Q2.毎月払いと前納払いのメリット・デメリットは？

	毎月払い	前納払い
メリット	・毎月一定の支払額 ・口座振替にすれば、支払忘れがない	・割引がある
デメリット	・割引がない ・納付書払いの場合、支払忘れの可能性がある	・金融機関での手続きが必要 ・1回あたりの納付額が高額 ・支払忘れの可能性がある

Q3.任継の資格確認書または資格情報のお知らせが届く前に、医療機関にかかりたいのですが？

A.医療機関の窓口で任継の手続中である旨伝えて、医療機関の指示に従ってください。

保険診療を受けるためにはマイナ保険証の利用登録または資格確認書の提示が必須です。ただし、マイナ保険証を使用される場合は取得日より3営業日後でないと使用できません。全額自己負担した場合、資格取得日以降の分につきましては後日、健保へ療養費として請求することができます。

Q4.保険料の納付を忘れていて、納付期日を過ぎてしまいました。

A.任意継続は納付期日以内に納付ができないと、その期日の翌日に資格喪失となります(資格取得月の納付を除く)。

ただし、天災や交通・通信関係のストライキなどによる、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときはこの限りではありません。
(旅行で不在だった、忘れていた、知らなかった等は正当な理由にはなり

ません。)

Q5.任継に加入しましたが、任継保険料を納付期日内に納付せず、資格喪失後に保険証を使うと、どうなりますか？

A.健保が負担した医療費(総医療費の 7～9 割)を後日返還することになります。

保険料未納に限らず、本人の再就職、又は奥様がパート先等で新たに被保険者資格を取得した場合も、任継の被保険者資格を喪失します。

その資格喪失日以降は「新しい資格確認書が届かないから」などの理由で任継のマイナ保険証または資格確認書を使うことはできません。

Q6.任継に加入しましたが、再就職し、別の健保に加入することになりました。又は、奥様がパート先の健保に加入することになりました。

A. 再就職し、別の健保に加入した場合は、再就職先に健康保険の資格取得日を確認し、健保へご連絡ください。こちらから必要書類をお送りします。また、保険料の還付が生じた場合は、保険料をお返しします。

ただし、任継の資格取得月に再就職した場合(同月得喪)の保険料はお返しできません。

(例:6/1 に NTN 健保の任継に加入後、同月 20 日に A 社に再就職し B 健保に加入する場合、NTN 健保と B 健保それぞれに 6 月の 1 か月分の保険料を支払うことになります。)

Q7.任継に加入しましたが、後日、家族の扶養に加入できることがわかりました。又は、国民健康保険組合に加入したいのですが、任継期間の途中で脱退することはできますか？

A.申出により、2 年満了前に任意脱退することが出来ます。以下の手順でお手続きをお願いします。

【任意脱退の手順】

①「資格喪失申出書」の提出

健保へ「資格喪失申出書」の送付を依頼してください。申出書が届いたら、ご記入の上、健保へ郵送で提出して下さい。

(郵便事故等の漏れを防ぐため、郵送の際にその旨健保へ電話でお知らせ下さい。)

②健保から「資格喪失証明書」の送付

任意脱退日以降に、健保から「資格喪失証明書」をお送りします。その証明書でご家族の扶養、もしくは国民健康保険組合への加入手続きをしてください。

③資格確認書の返却

任意脱退日後（「資格喪失証明書」到着後）、速やかに健保へ資格確認書を返却してください。（「資格情報のお知らせ」の返却は不要です）

【注意事項】

①資格喪失日は次のように定められています。

「申出が受理された日の属する月の翌月 1 日」

（申出書提出後すぐに脱退できる訳ではありませんので、ご注意ください。）

例) 3 月 3 日に申出が受理された場合

→ 4 月 1 日に資格喪失 (3 月 31 日まで保険証が使えます)

②保険料を前納で納付していても、任意脱退できます。

（未経過分の保険料は還付します。）

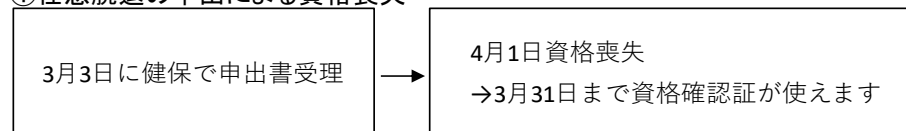
③保険料の納付が口座振替の方は、健保から金融機関へ保険料の自動振替停止依頼をする必要がありますので、脱退を希望する日の 1 ヶ月以上前までにご連絡をお願いします。

④任意脱退申し込み後、脱退予定日前に保険料が未納になった場合は、未納の際の資格喪失日が適用されます。

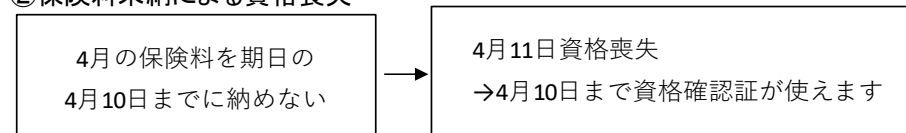
例) 申出書が 3 月 3 日に健保に到着し、翌月 4 月 1 日に任意脱退予定であったが、3 月の保険料を 3 月 10 日までに納付し忘れた場合、3 月 11 日に資格喪失します。

例) 資格喪失日の違いのまとめ

①任意脱退の申出による資格喪失



②保険料未納による資格喪失



上記どちらも3月まで保険料を納付しますが、資格確認証が使えます

Q8.給付金はいつ、どこに振込まれますか？

A. 診療月の 3 ヶ月後に「医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書」、「保険給付金支給決定通知書」にてお知らせし、その月の 20 日(休業日の場合は翌営業日)に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に記載された口座へ振込みます。

高額療養費等は診療月の約 3 ヶ月後に振込みますので、任継の資格喪失後も 3 ヶ月程度は上記口座の解約はなさらないよう、お願いします。

Q9.人間ドックを受けたいのですが？

A.「はあとふるらいふ」に記載されている契約医療機関で、在職時同様 1 年(4 月～翌 3 月)に 1 回、本人負担 1 万円で受診できます(オプションは本人負担)。

ご希望の医療機関をご予約の上、健保へご連絡ください。健保から受診券をお送りします。

当日は医療機関で保険証を提示し、お送りした受診券をお渡しください。

契約医療機関はホームページでも確認できます。

<https://www.ntn.kenpo.gr.jp/ntn/>

Q10.無料の健康診断を受けられますか？

A. 毎年7月に無料の健診案内を対象者にお送りしております。ただし、案内状を送付するリスト作成期間後(5月末以降)、任継に入られたご本人様は、案内状をお送りすることができません。定期健康診断を受けられる前に任意継続に加入され、健康診断を希望する方は、健診期間が11月末までとなっておりますので、お早目に健保までお申し出下さい。なお、被扶養者様は、これまでどおり案内状を送り致します。

Q11.医療費が高額になりそうです。限度額認定証を作りたいのですが？

A.限度額認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までで済みます。

限度額認定証の発行を希望される方は、その旨 健保へご連絡ください。申請書をお送りします。申請書ご記入後、健保へ郵送して下さい。申請書が健保へ届いた後、限度額認定証を発行し、ご自宅へ郵送します。

限度額認定証の申請用紙はホームページからダウンロードできます。

限度額認定証を窓口で提示せず、高額療養費が発生した場合、医療機関からの請求に基づき、自動的に給付金をお支払いします。高額療養費を申請する必要はありません。

【ご参考】

マイナポータルにてマイナンバーカードの健康保険証利用申込がお済みの方は、マイナンバーカードを保険証として利用することで、限度額認定証の提示をすることなく、医療費の負担が限度額までで済みます。

Q12.もうすぐ任継の満了を迎えます。何か手続きは必要ですか？

A.満了日の 3 週間くらい前に、健保からご自宅へ「資格喪失予定証明書」をお送りします。この証明書で次の健康保険へ加入手続きを行ってください。NTN健康保険組合の資格確認書等は、資格喪失日後に返却してください。